### ハワイ州におけるインクルーシブ教育と CSSS(包括的生徒支援システム)の役割に関する研究

一学校朝食プログラム(SBP)を通じて一

The study on Inclusive Education in the State of Hawaii and role of CSSS (comprehensive student support system)

般越 知行
(Tomovuki FUNAKOSHI)

#### Abstract:

The purpose of this study was to investigate a role of CSSS in Inclusive Education which was an education policy of the State of Hawaii.

The main investigation contents are ①Structure of CSSS,②Concept of Special Needs,③School breakfast programs (SBP).

CSSS has been deployed in all 255 public schools of the State of Hawaii.

In correspondence with the needs of the student, CSSS supported a student by Multi-tier model consisting of Academic system and Behavioral System.

We visited 5 schools (a kindergarten, an elementary school, a junior high school) and interviewed principal and SSC (the leader of CSSS support team). In Hawaii of Multicultural Symbiotic Societies, we knew that a school supported a family of poverty problem and Single-Parent's of students of the minority. CSSS is effective to improve the preformance of the student learning.

The school has been cooperating with the community, through the CSSS, inclusive education has been promoted.

**キーワード**:インクルーシブ教育、コンプリヘンシブ、生徒支援、特別なニーズ、

多文化共生社会

Keywords: Inclusive Education, Comprehensive, Student Support, Special Needs,

Multicultural Symbiotic Societies

#### I はじめに

わが国において、2007年に特別支援教育が開始されて5年が経過している。この新しい教育の枠組みは、1994年のサマランカ宣言など諸外国の動向を取り入れて「特別なニーズ教育」という考え方を導入した。そして国連において2006年12月に採択され2008年5月に発効した障害者の権利条約を契機に、わが国では2007年9月に署名以降、批准に向けた検討が進められている。

そのなかの教育について、文部科学省から2012年7月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」で、障害児に焦点をあてたインクルージョンのあり方が示された。

しかし、わが国におけるインクルージョン、インクルーシブ教育の議論は、文部行政のなかの通常教育を所管する児童生徒課でなく、特別支援教育を所管する部署が主となっているなど、諸外国の背景にある社会正義や平等保護に視点を置くインクルージョンのフィロソフィーとは違いがある。

わが国においては、インクルーシブ教育の議 論が障害のある子どもに止まり、教育を受ける すべての子どもに視点を起いたものでないとこ ろに更なる論議の余地が残されている。

筆者は、地方自治体の専門職として30年間、保健、福祉、教育の現場を経験し行政施策の推進の立場の経験を持つが、自治体行政における官僚主義(ビュロクラシー)の改善が最も求められるのは、教育行政であるとの印象を持っている。ことに公教育が保健医療、福祉、法務等と連携し可能な限り子どもをコミュニティの中に、あるいは通常教育の中に包摂する新たな概念を採り入れることが必要である。今後、わが国におけるインクルーシブ教育のシステムを論議する上で、米国ハワイ州でのインクルーシブ教育と包括的生徒支援システム(Comprehensive Student Support System:以下、CSSS)を知ることが、教育施策に示唆を与えるものと考える。

# インクルージョンおよびインクルーシブ教育に関する動向

筆者は、これまで1996年に米国(ニューハンプシャー州、ロードアイランド州)、2007年に英国(スコットランド、グラスゴー市)、2006年・2008年にニュージーランド(ウエリントン市、クライストチャーチ市)を調査した経験から、インクルーシブ教育の理念を踏まえた学校と社会の関係に目を向け、2011年度に学校と親・家族、地域との連携を全州的に教育政策として行っている米国ハワイ州のCSSSの現地調査を行なった。

インクルージョンに関する先行研究で、富安 (1995) は、「教育におけるインクルージョンの動きは、1980年代から1990年代にかけて北米、オーストラリア、ニュージーランドにおいて、障害児の主流化(メインストリーミング)あるいは統合(インテグレーション)からコミュニティを含めた教育政策の変更として改められ、インクルードされるのは、障害児だけではないということである。すなわちすべての生徒が学校に包み込まれる」ことを指摘している。

上野・中村(2011)は、「インクルージョン教育とは、障害カテゴリーを超えた特別なニーズを持つ子どものための特別なニーズ教育であり、そのための通常教育の見直しと改革で、すべての者に教育を保障するものである」と指摘している。すなわち特別なニーズ教育の対象は、障害のある、学習に困難のある、すべての子どもや青年について言及する用語であり、障害のある子ども、英才児、ストリートチルドレン、働いている子ども、過疎地の子ども、遊牧民の子ども、言語的・民族的・文化的マイノリティの子どもなどが含まれている。

従ってインクルージョンの対象は、社会的に 排除されている、もしくはそれが問題とされる 子どもと家族であり、わが国のようにインクル ーシブ教育の対象を障害のある子どもとして捉 え、その上で個々の子どもへの支援に対応して いることとは大きな違いがある。

園田・西村(2008)も述べているように、「もともと欧米でのインクルージョンの背景には、1988年にフランスにおいて始まり、1990年

代に欧州に広がった社会的排除(ソーシャル・エクスクルージョン)の概念がある。それは、社会へのアクセスを排除または阻害することを意味し、個人が社会の周辺に追いやられる過程」を意味する。その対語としての社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)は、「貧困や社会的疎外の危機にある人びとが、生活する社会にあって一般的な生活水準や厚生を享受することが保障される過程」と定義される。

このように社会的排除対策という社会政策の概念が教育政策に影響を与えたことの始まりは、1980年代の英国におけるウォーノック報告を契機とする特別なニーズ教育・特別な教育的ニーズの登場である。

矢野(1980)は、1978年の英国におけるウォーノック報告直後に内容を紹介している。そこではパートナーとしての親という積極的な親との協力の方向を打ち出したこと、学校における保健行政と社会福祉行政の適切な資源の利用と調整という協力関係が述べられている。英国において1981年教育法により障害カテゴリーに根拠をおくのではなく、学習における困難さと特別な教育的手立てをもとに教育を組み立てることを基本的な概念とするインクルーシブ教育が行われるようになって以来、30年が経過している。

河合(2008)は、1997年の特別な教育的ニーズ(Special Educational Needs:以下、SEN)を対象としたグリーンペーパーにおけるインクルージョンの促進、並びに2001年の「特別な教育的ニーズ・障害法」における2000年代前半の評価について、英国では教育における永続的なエクスクルージョン(出席停止)の3分の2にSENのある子どもが存在すること、なかでも情緒・行動上の問題がある子どもが多くを占めていること指摘している。

横尾(2008)は、SENの課題として、障害カテゴリーによるラベリングをやめたことによる、社会的不利の防止とともに一人ひとりの子どもの実態について細やかにみていくことが必要とされ、本人の障害による学習の困難さだけではなく、周囲の環境要因も意識化されるようになったことを指摘している。

すなわち英国における特別なニーズ教育では、学校教育の現場だけでなく家庭や地域社会という環境整備にも目が向けられている。何より1995年の障害者差別禁止法(DDA)は、英国のインクルーシブ教育を後押ししてきた。そして福祉分野においても、2004年Child Actを根拠とする「Every Child Matter」は、公的サービスにおける教育と福祉の連携を推し進めることになった。

2000年代に入り、英国では教育政策の地方教育局への分権化が進んだ。その結果、筆者が調査したスコットランド・グラスゴー市では2006年以降、多国籍化した地域社会で支え合う力の欠如や階層間の対立、摩擦、隣人への無関心を打開しインクルーシブな教育や社会環境を支えるために学校教育においてソーシャル・ジャスティス・アプローチ(Social justice approach;社会正義のアプローチ)が強調されるなど社会福祉の理念や法的手法が教育施策と協調する時代に入っている。

他方、米国におけるインクルージョンは、欧州と前後しながらも1975年の「全障害児教育法」によって最も制限の少ない環境での教育(Least Restrictive Environment:以下、LRE)が謳われ、分離型の教育は原則として望ましくないとされた。そこでは、個別教育計画(IEP)の義務化、意思決定過程における親の参加が方向づけられ、アカウンタビリティ(説明責任)の考え方が障害児教育に持ち込まれた。その後、1990年の「障害者教育法(IDEA)」、「障害のあるアメリカ人法(ADA)」、1997年「障害者教育法1997年修正法」を踏まえて、各州の独立性のもとで障害児教育が行われてきた。

そして、サマランカ宣言(1994年)を契機として、いわゆる障害児だけに濃厚な教育的支援を与えるのではなく、境界線上にいる子ども、学校や社会でさまざまな困難をもつ子どもたち(スペシャルニーズ)にも対応できるインクルーシブ教育が問題とされるようになった。ことに障害児に係る専門機関や専門家同士、専門家と保護者、学校とコミュニティの協力・連携によるシステムアプローチが重視されるようになった。

この流れは、2001年、米国の子どもの学力向 上と教育格差の解消を目的とした「どの子も置 き去りにしない法: NCLB法 | の成立によって、 一層明確になりつつある。子どもの成績に対す る説明責任、科学的調査に基づく施策の重視、 保護者に対する選択肢の拡充、地域の現場管理 と柔軟性の拡大を柱として連邦政府主導の教育 が活発化している。これらの対策の基本にある のは、子ども自身の状態と子どもの置かれてい る環境との相互作用を重視する考え方であり、 子どもを取り巻く環境としての教育、社会福 祉、栄養・健康などのサービスを総合的に提供 し具体的なケアリングと指導を行うことで、教 育や社会からの排除(エクスクルージョン)を 無くそうとする取組みである。この点におい て、ハワイ州の教育は幅広く、特別教育 (Special Education) を含む子どもすべてを対 象とした特別なニーズを有する児童生徒をイン クルーシブ教育として捉えているところが特徴 的である。

# 2. 米国ハワイ州におけるエクイティとコンプリヘンシブ

近年の動向として2004年OECDにおいて、教育における均等さ(エクイティ:Equity)の概念での検討が行われた。これはインクルージョンをさらに発展させる考え方である。多文化教育の中心的な課題としてエクイティ教授の概念がある。J.Aバンクス(1995)は、エクイティ教授について「多様な人種的・民族的・文化的集団の子どもたちが、平等で人間的で民主的な社会において有効な役割を果たし、またその社会を創造し永続させるのに必要な知識・技能・態度を獲得させるような教授方法と学級環境のことである」と定義している。

米国は移民社会で、多様性(diversity)を重視する多文化共生社会である。そのなかで社会的排除を克服しLREを通じたインクルーシブ教育が行われている。なかでも、ハワイ州の教育を見るときエクイティの視点は欠かすことができない。人種や民族の関係把握には、例えば、「皆同じ = equality」と「皆異なって = difference」と二つの捉え方がある。前者は全員

に同じ処遇を求めることになり、後者は個々の多様な条件を考慮して、各々異なる処遇を求めることによって平等を実現することを意味する。ことにハワイ州では、「差異」に着目した異なる処遇による平等保護という視点から、エクイティの概念に加えて、一層の「平等保護」を求める考え方としてコンプリヘンシブ(Comprehensive)の概念を重視するシステムの下で教育が行われている。

エクイティには、ハンディのある人の必要に応じて対応するという意味合いが強いと言われており、コンプリヘンシブは、全員でその必要性に応じて分かち合う。それによって全員がわずかでもいくらかの向上を果たし、与えられない者が存在しないという考え方に立つ教育政策である。

ハワイ州では全州の公立学校で昼食だけでなく朝食を提供している。川崎(2011)も指摘するように、学校における学習が、家庭の事情にとって食事を満足に取れない子どもに対して朝食を提供するのは、エクイティの観点に立つものと言える。

#### Ⅱ 研究の目的

本研究では、インクルーシブ教育を先進的に取り組んでいる米国ハワイ州の学校教育の基盤となっている「包括的生徒支援システム(CSSS)」について、その現状と役割を明らかにする。そして、貧困層のひとり親や共働き家庭の生徒への学校朝食プログラム(SBP)の調査を通じて、特別なニーズを有する生徒とCSSSとの関係を考察する。

具体的には、1) CSSSの概要、2) スペシャルニーズの概念、3) エクイティの認識、4) 学校朝食プログラム、5) 個別査定と生徒への支援体制、6) 親や家族及び地域との協働、7) CSSSにおける特別教育、8) 公共機関と民間組織の資源の活用に関する調査を行う。加えて、実際に学校を訪問し、学校における CSSS の現状と朝食プログラムの実施状況を把握する。なお、本論では1),2),4),5) を中心に述べることとする。

#### Ⅲ 調査の手順と内容

本研究では、ハワイ州教育省のMs. Kathryn Matayoshi長官による公式訪問の許可を得て2012年2月18日~同年2月26日にハワイ州の訪問調査を行った。ハワイ州教育省のCSSS部門の責任者であるスティーブ白木博士(Steve M. Shiraki, Ph.D.)をCSSS本部に訪問した。CSSS本部において、白木博士らチームとの間でハワイ州におけるCSSSに関するインタビューを行った。

白木博士のコーディネートによって、以下の 5か所の幼稚園、小学校、中学校を訪問した。

- ① Niu Valley Middle School: 校長とSSCにインタビユーを行った。
- ② Waikiki Elementary School: 校長にインタ ビユーを行った。
- ③ Linapuni Elementary School: 校長とSSCに インタビユーを行った。
- ④ Ala Wai Elementary School:校長とSSCに インタビユーを行った。
- ⑤ Washington Middle School: 校長とSSC にインタビユーを行った。

これらの学校では、校長に加えてCSSSの中 心的役割を担う生徒サービスコーディネーター (Student Services Coordinator:以下、SSC)も同伴し、校長とSSCから朝食プログラムの実情や学校におけるCSSSの取り組みの説明を受けた。すべての学校訪問の終了後に、CSSS本部において、振り返りとして白木博士らスタッフとの間で意見交換を行った。

#### 1. ハワイ州の公教育

ハワイ州の公教育は、7のエリアコンプレックス(HONOLULU、CENTRAL、LEEWARD、WINDWARD、HAWAII、MAUI、KAUAI)の上に成り立っている。表1および図1では、それぞれのエリア毎にスクールコンプレックス数、スクール数、公的チャータースクール数、コミュニティスクール数を示した。

ハワイ全州に255の公立学校があり、CSSS は、その基礎単位である42のスクールコンプレックスごとに編成されている。CSSSは、1996-1997学年度のHonolulu学校区Mckinley Complexでの導入から始まり、徐々に対象となるスクールコンプレックスが拡大し、今日ではすべてのスクールコンプレックスと学校において実施されている。

表 1	: I	リアコン	プレック	7スの学校数
-----	-----	------	------	--------

Eria Complex	School Complex	Number of school	Charter Schools	Community School
HONOLULU	6	54	6	2
CENTRAL	6	42	0	2
LEEWARD	6	41	3	1
WINDWARD	4	30	3	1
HAWAII	10	42	13	2
MAUI	7	30	2	1
KAUAI	3	16	3	1
計	42	255	30	10

※Special Schoolは、Jefferson Orthopedic Unitである。

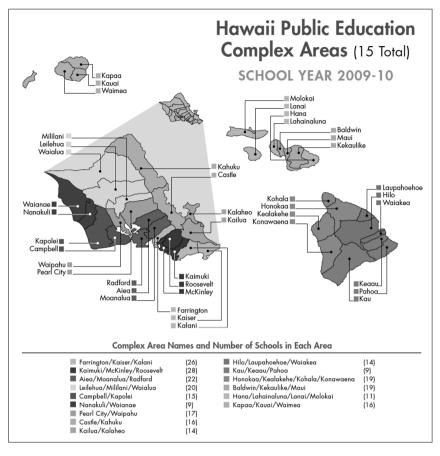


図1:ハワイ州公教育におけるコンプレックスエリア

出典: 2010 Superintend's 21ST Annual Report Profiles and Trends

### 2. 包括的生徒支援システム(CSSS)の概要

#### 1) CSSS導入の背景

CSSSの導入の背景については、先行研究として、吉利(2008)、川崎(2011)の研究報告があるが、ここではCSSS本部での聞き取り調査も踏まえて述べる。CSSSの公教育導入は、1993年3月のフェリックス同意判決(Felix consent degree)が契機となっている。この判決は、ハワイ州がリハビリテーション法504条項およびIDEAによって保障されている障害のある子どもの教育サービスを十分提供していないとのFelix側の提訴により、1994年3月連邦地方裁判所が訴えを認め、10月に当事者間の和解に基づく同意判決が下された。

ハワイ州は、2000年6月までに教育省並びに 保健省による学校ケアシステムを完全実施する ことを同意し、連邦地方裁判所による監督下に 置かれ教育システムの改革の一連として導入さ れた学校システムである。CSSSは、学校教育に おける保健を含め他部門との連携を根本的に立 て直すきっかけとなった。

CSSSは、1996年にUCLAのAdelman & Taylor博士らの研究によって開始されたものであるが、すでに開始から15年が経過している。このシステムは、十数年の経験を踏まえて2012年2月に見直しが行われ、現在では、さらに学校現場主体の取り組みへと深化しつつある。この全州システムは、児童期と青年期を含むサービスシステムプログラム原理(CASSP)と呼ばれている。

2009年5月には、教育省のポリシー「2203 CSSS」が認定された。その内容は、

- ①すべての生徒のための効果的な標準ベースの 指示
- ②取り揃えたサービスを通じた適切な生徒支援
- ③教育プロセスにおけるパートナーとなる家族 とコミュニティの利害関係者のための機会
- ④唯一の説明責任のための効果的な全学生のデータベース(eCSSS)である。

#### 2) CSSSのサポートシステム

このシステムでは、データベース (eCSSS)\*1)を基に、SSCをキーパーソンとして、SST (Student Support Team:生徒サポートチーム)があり、SSTは、教師、カウンセラー、特殊教育教師、行政官、必要に応じて外部から心理学者、ソーシャルワーカー、PT、OT、STなどで構成されている。常にCSSSでは、学習面の問題と生徒の行動面の問題を対応させながら、ニーズレベルに応じた支援をチームとして行っている。そこには必ず親の参加が前提となっていて、子ども自身のみならず親と家庭へのアプローチがクラス担任に求められている。そしてニーズの複雑さ困難さに応じて外部からの支援を段階的に取り入れ、専門機関等との連携を図っている。

- \*1) eCSSSデータベースでは、IEPの対象となる 特別教育を受ける生徒に加えて何らかの学習上 の困難を有する生徒などの個別の情報(これまで のすべての支援内容)が入力され一元的に管理さ れるハワイ州全域のイントラネットシステムで ある。すべての小学校・中学校で活用されてお り、情報管理の責任者である校長やSSCが厳重 に守られたセキュリティの下で記録を入力し生 徒情報を州内の学校で共有している。
- 3)「2011年CSSS」におけるプロセス この計画でCSSSの信条が以下のように示さ れている。
  - ①有効な教育制度は、あらゆる学生が彼また は彼女の可能性の及ぶ限り成功に導くとい う確信に基づいている。
  - ②教育制度の専門家の基本的な目的は、生徒を育て導きサポートすることである。
  - ③学校は、生徒とそれらの家族を総合的な多

数のインフォーマルおよびフォーマルなサポートに連結する組織的機序と同様に大人と生徒の関係に焦点づけるシステムを確立しなければならない。

④学校を基盤とする有効なデリバリーシステムは、包括的に調整し統合され設定される。そして読み書きができる学習者を伸ばすことに集中しなければならない。

CSSSに関しては、校長とSSCが密接な関係を持っており、教育における他分野との連携によって、思いやりのある包括的生徒支援を行っている。

このCSSSのプロセスは、図2に示す多階層モデル(Multi-tier Model)に基づいて行われている。学校は、アカデミック(学習)システムとビヘイビアロール(行動)システムの双方によって対応する。生徒の学習上の困難と行動上の問題を関連させて、一人ひとりの生徒に対応している。学校は、生徒の学習上と行動上のニーズを関連させて、SSCをキーパーソンとしたチームとして生徒のみならず親・家族に働きかけている。これは生徒の学習上の躓きや困難さは、何らかの家族の問題が生徒の行動上や情緒の問題に影響していると考えているからである。そのためCSSSでは、教師の仕事として親や家族への支援が必要と考えられている。

支援の段階としては、ユニバーサル(広範な) 介入(80-90%)、的を絞った集団への介入(5 -10%)、集中的な個別的介入(1-5%)の3 つの段階に応じた多階層のさまざまな働きかけ となっている。基本的には、さらに細かくレベ ル1~レベル5まで、基本的なサービスから特 別なサービスまで、問題の困難さ複雑さに応じ た支援内容が設定されている。

レベル1: すべての生徒に対する基礎的支援 例えば、学級担当教師が生徒やその家族との コミュニケーションを図ること

レベル2:協同を通じた非公式の付加的サポート

例えば、学校カウンセリング、ヘルスエイド、 移行支援、学業的、行動的、社会的、情緒的問 題の検討

レベル3:個別的な学校および地域基盤プログラム

例えば、語学支援、10代妊娠プログラムなど通 常外での個別化されたプログラム

レベル4:教育省および他機関からの特殊化さ れたサービス

例えば、リハビリテーション法504条項の配慮、IDEAに基づくIEPなど法的支援による特別教育プログラム

レベル5:集中的で複合的な機関サービス 例えば、寄宿制プログラム、薬物トリートメ ントなどキャンパス外での治療的・教育的プロ

また小学校と中学校では、サービスの内容が 異なる。

#### 〈CSSSプロセスの例〉

グラム

NIU VALLEY MIDDLE SCHOOLにおける CSSSプロセスは、次のようである。

第1段階 最初の関与

- ・KID TALKでの討議
- 家庭とのコミュニケーション
- · KID TALKの注を文書にし親を専門医に

#### 照会

第2段階 子どもの話し合い又は親教師会議

- ・KID TALKで討議と家庭とのコミュニケーションを継続する
- ・KID TALKの注を文章にして親の専門医 への照会を継続する
- ・モニタリングと問い合わせ(すなわち、何が作用しているのか、していないのか、新たな戦略/アイデア)で文書を発展させる
- ・会議(すなわちカウンセラー、SSC、行政 官)でサポート・サービスを含む

第3段階 (SST) 生徒支援チームの会議

- ・専門医と支援データをSSCに出す
- ・SSCとカウンセラーはSST会議を計画する
- ・SSCは、eCSSSデータベースに入力する
- ・SST会議の参加者は、以下の通りである: 親、行政官、SSC、カウンセラー、通常学 級の教師、チームは、リソース教師、特別 教育教師を招待すること、または会議にお いて助け合うどんな人でも検討する可能性 がある。

第4段階:最初の評価から始まる

・SSCはケアコーディネータになって、最初

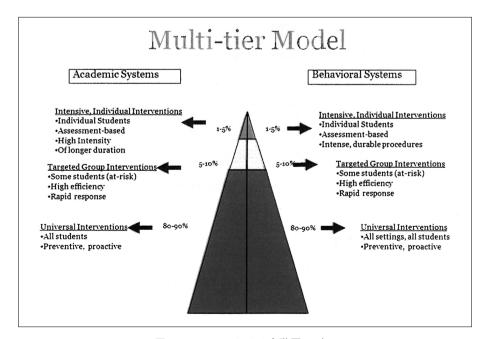


図2:CSSSにおける多階層モデル

出典: Comprehensive Student Support System Overview Februry 21,2012 訳

の評価および適格性プロセスを監督する。

最初の適格性会議の参加者は、以下の通りで ある

親、行政官、通常学級と特別教育の教師、特別教育教師が適任のケアコーディネータとして割り当てられて、最初のIEP会議を指導する場合、もしそれが適任でない場合、チームは、ニーズに対応する行動計画として発展さるために、カウンセラーが、ケアコーディネータになる。または、もうひとつの第4段階: CSSSのもとでの行動計画の発展として、

- ・カウンセラーはケアコーディネータになって、計画の実施を監督する。データを集め、 そして専門医をマークし経過報告をする。
- ・チームは介入を実行し続けて、必要がある ならば、その後のSST会議持つ。

「CSSS PROCESS at NIU VALLEY MIDDLE for SY: 2011-2012」より筆者訳

#### 3. 特別なニーズ (Special Needs)

図3に示すように、ハワイ州では、特別なニーズを持つ生徒として登録される者は、過半数

を占めている。

経済的に恵まれない33%、重複する特別なニーズ13%、特殊教育5%、英語学習者3%、リハビリテーション法501項1%を合わせると55%である。特別なニーズのない生徒は46%となっている。

近年、わが国においても、特別なニーズは、 自治体等の行政計画のなかで「配慮を有する子 ども」として、障害児、外国人児童、貧困家庭、 ひとり親家庭などを表すようになっているが、 教育のなかでは特別支援教育として障害児に限 定して用いられている。

ハワイ州教育省では、特別なニーズを障害児だけでなく、わが国でいう配慮を有する子どもを含め、さらにホームレス家庭の生徒、10代の妊娠をした生徒、薬物を使用した生徒等幅広く学習に困難さをもたらす環境要因を含めた内容を特別なニーズとしている。

2010年、ハワイ州では特別なニーズを持つ生徒は、おおよそ55%に達し増加傾向にある。

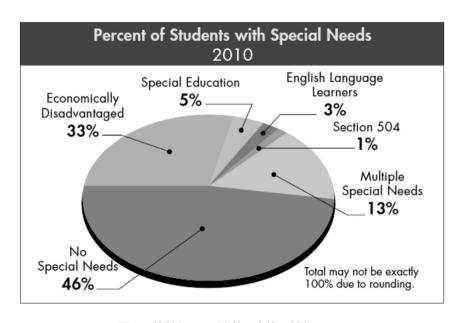


図3:特別なニーズを持つ生徒の割合2010

出典: Hawaii State Department of Education, System Evalution & Reporting Section.

## 4. 訪問先学校の生徒の民族別割合とプロファイル

訪問した①Niu Valley Middle School、②Waikiki Elementary School、③Linapuni Elementary School、④Ala Wai Elementary School、⑤Washington Middle School に関する生徒の民族別割合を表2で示した。

なお、表の中では比較的多くの割合を示す民 族を網掛けで示した。 表2及び表3は、訪問した5校のうち、登録学生の民族別割合と特別なニーズの生徒を示したものである。Niu Valley Middle Schoolは、給食の減額・無料が18.0%と経済的に安定した地域でJapaneseやWhiteの登録が多い。反対にLinapuni Elementary Schoolは、給食の減額・無料が99.2%と経済的に貧困地域で、英語教育対象が59.6%と過半数を占めMicronesianとSamoanが多く登録している。Waikiki Elemen-

表2: Student Ethnicity, School Year 2010-11

Student Ethnicity (%)	Niu Valley	Waikiki	Linapuni	Ala Wai	Washington
Native American	0.3	0.5	0	0.8	0.4
Blck	1.5	2.8	1.0	2.7	2.9
Chinese	11.7	12.4	0	7.9	10.3
Filipino	3.8	4.8	1.3	10.0	13.0
Native Hawaiian	14.4	13.1	10.0	11.9	12.5
Japanese	25.3	33.0	0	13.6	13.9
Korean	5.3	2.5	0	8.4	7.0
Portuguese	0.9	0.7	0	0.4	0.2
Hispanic	2.4	3.0	0.7	2.5	2.7
Samoan	0.8	0.7	23.6	2.3	2.7
Indo-Chinese	1.5	2.8	0.7	9.0	9.2
Micronesian	0.1	0.5	59.8	9.8	14.1
Tongan	0.1	0.9	0.3	1.5	1.0
Guamanian/Chamorro	0.4	0.2	0.7	0.2	0.5
White	19.1	20.6	1.7	10.5	7.9
White two or more	0	0	0	0	0
Other Asian	0.1	11.1	0.3	0.8	1.0
Other Pacific Islander	0.1	0.5	0	1.3	0.7
PacificIslander two or more	0	0	0	0	0
Asian two or more	0.4	0	0	0.6	0
Multiple,two or more	11.8	0	0	5.6	0.1

出典: School Status and Improvement Report School Year 2010-11より作成

表3: Student Profile 2010-11

(%)	Niu Valley	Waikiki	Linapuni	Ala Wai	Washington
給食の減額・無料	18.0	41.3	99.2	61.0	59.9
特別教育プログラム	13.1	6.7	2.7	9.4	10.0
英語教育	4.0	25.7	59.6	38.6	20.4

出典: School Status and Improvement Report School Year 2010-11 Student Profileより作成

tary SchoolはJapaneseやWhiteの登録が多く、Ala Wai Elementary SchoolとWashington Middle Schoolは給食の減額・無料対象が60%近くあり比較的経済的に低い階層の地域である。

#### 5. 学校における朝食プログラム

1) 米国における給食と朝食プログラムの位置づけ

米国における学校給食への援助は、1930年代に始まり余剰農産物の処分を目的とする農業政策の一部であった。学校給食制度は1946年の学校給食法の制定に始まる。米国では連邦農務省食糧・栄養局が統括し、各州においては教育省が管下の学区域との同意に基づいて運営をしている。米国では、基本的に連邦政府の負担金及び現物援助、生徒の保護者の給食費によって運営されている。

給食費の負担は、全額負担、一部負担(減額 負担)、無料給食の3種類に区分される。貧困家 庭の児童生徒は、無料または減額となる。受給 資格は、毎年の家庭の規模と収入を勘案して連 邦政府の定めた「貧窮に関する基準」に基づき 各学校の担当者によって決定される。そして、 学校給食法によって減額、無料の受給実施にあ たって、給食を受ける児童生徒の識別、差別さ れてはならないと規定している。

#### 2) 給食に関する日米の違い

日米の給食については、日本の学校給食法が、子どもの「心身の健全な発達」と「食に関する正しい知識と適切な判断力を養う」「学校給食を活用した食に関する指導」など教育に重点がおかれているのに対し、米国では「子どもの健康と福利を保護し、栄養価の高い農産物その他食物の国内消費を促進する」となっており米国では肥満問題、あるいは米国農務省(USDA)の要件を満たす朝食を提供する必要があり、安価で栄養価の高い食事が提供されることへの監視など栄養管理に力点が置かれるという違いがある。

米国の給食制度における朝食は「School Breakfast Program;以下、SBP」と呼ばれ連邦 農務省のプログラムである。このSBPは、1966 年に貧困家庭等を対象としたパイロット事業と して始まり、1971年に共働き家庭と貧困家庭の 児童生徒の栄養摂取改善を目的に拡大され、 1975年からあらゆる学校が参加できる制度に 改正された。この背景には、全米の多くの子ど もたちに栄養価の高い朝食を毎朝食べさせる政 策上の事情があった。その理由として多くの家 族は非常にタイトな家計で生活しており、一般 の家族でも毎日よい朝食が出ず、学校の朝食を 購入する金銭的な余裕がない。また収入に関係 なく、家族はしばしば、子どもに栄養価の高い 朝食を食べるための十分な時間がなく忙しい生 活している。このようなことから子どもたち は、朝に目覚めてから自宅で朝食を食べること が物理的に可能ではない。また子どもによって は長い通学時間のため朝食抜きで昼食までに時 間があり、そのため重要なオプションとして学 校での朝食を作る必要がある。このような理由 に加えて、米国社会の家族状況が背景にある。

米国では、1992年に、母親となった女性の4人に1人が未婚の母親という調査結果がだされ、黒人、ヒスパニック系のひとり親の比率が高い結果であった。未婚の母親の場合、経済的に困窮していることからもSBPはかけがえのない制度となっている。直近のデータによると2010年度のデータでは、全米87,814校の1170万人の生徒がSBPのサービスを受けている。そのうち83.4%が無料若しくは低価格(一部負担)でサービスを得ている。

連邦農務省によると朝食を提供するようになってから、遅刻が減り、授業中の態度も改善され、授業に集中するようになったこと等、成績面においてもSBPによる成果が報告されている。米国では、空腹で授業を受けられない生徒をなくすこと、家庭の貧富に関係なく受けることが教育の機会均等の保護政策という考え方をとっている。現在では、全米のすべての学校で朝食の受入れが可能となっている。一方、わが国の学校給食における朝食サービスへの試みは、いくつかの地方自治体(岡山県三咲町、高知県土佐山田町、滋賀県豊郷町いずれも2006年)で、朝の給食が試行的に実施されている。実際、朝食を食べずに登校する小学生の生活様

式の変化に伴い、キレル子どもへの対応など、 子どもの健全な発育発達への弊害が問題視され るようになりつつある。

伊藤(2008)らの報告によれば、児童・生徒の健康状態サーベランス事業報告書(2002)において、小学生の食生活(朝食の摂取)について、「時々食べない10.5%」「ほとんど食べない2.9%」は13.4%であり、生活の中でのイライラ感と自覚症状との関係を検討し、そして全国の小中学校のなかでは、家で朝食を食べさせてもらえない子どもにポケットマネーで教師が「おにぎり等」を与えていることを紹介しながら、朝の給食の必要性について本格的な議論を求めている。

厚生労働省「国民健康・栄養調査(2009)」によれば、朝食の欠食率は1歳-6歳(男性5.9%、女性3.5%)、7歳-14歳(男性5.8%、女性6.0%)であった。文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査」(2010)によると、朝食の欠食率と学力(国語A)の正答率が、小学校、中学校ともに「毎日食べる(84.8%)」生徒と「毎日食べない(66.1%)」生徒との差が20%近い結果が見られた。

わが国での公教育での朝の朝食は短期間の試みであったが、平成21年度全国学力・学習状況調査では、小学校6年生で0.7%、中学3生で2.1%が朝食を全く食べないと答えたという報告がある。

### 3)米国におけるひとり親家庭と貧困との関係

図4は、全米におけるひとり親家庭における 子どもの割合を示している。

ハワイ州におけるひとり親家庭について見ると、ひとり親家庭で育つ子どもの割合は、全米平均34%と比べると若干低く30%である。そのなかでは、Non-Hispanic WhiteとAsian and Pacific Islanderの割合が高くなっている。

そしてハワイ州の現状として、ひとり親家庭のうち、57%が貧困な家庭の子どもであり、24%が貧困でない家庭の子どもという報告がある。

#### 4) ハワイ州におけるSBPの取り組み

ハワイ州での学校給食における朝食提供は、 州のすべての学校で実施されている。ハワイ州 はポリネシア系を始め貧困世帯が多く、昼食は

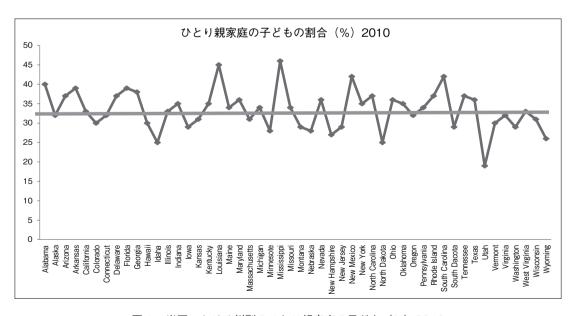


図4:米国における州別のひとり親家庭の子ども(%)2010

出典: THE ANNIEE. CASEY FOUNDATION. KIDS COUNT DATA CENTER Data Across states より作成

もちろんのこと朝食プログラムについて、全額 負担、一部負担、無料など、それぞれ家庭の支 払い能力に応じたものになっている。親の1年 ごとの収入に応じた金額の負担が査定されるこ とになっている。親は定期的に入金しなければ ならないが、それは生徒が必ず持っているID カードに移される。IDカードがデビットカード のようになっていて、バーコード処理されたID カードを機械にタッチするだけで生徒が互いの SBPの負担差等に関するプライバシーに触れる ことはない配慮がなされている。

SBPの財政負担は、昼食同様に保護者が支払う給食費と連邦政府や州政府の援助で賄われている。SBPは、朝8時~9時までの時間に用意される。ハワイ州の学校ではインクルージョンが基本であるため、車いすを利用する障害児も含めて、SBPを必要とする生徒が登校に合わせてカフェテリアで食事をとっている。

特に、小学校における朝食では、ひとり親家 庭が多いために、生徒だけでなく親も含めて家 族でSBPを受けている。親が朝食を採ったあと に学校から仕事にでかけることは日常的に行わ れている。もはや食事を作れない家族、子どもに食べさせる余裕のない親に対して、ひとり親や共働きの親に係らず、本来の家族における朝食に関する親としての責任を指摘するだけでは、生徒の抱える問題は解決が得られず、むしろSBPを通じて、学校が生徒と親を含めた家族をサポートすることで、教育における生徒の学習意欲や動機づけ、安定した情緒の発達を育成して行こうとしている。

他方、親には折に触れて食後の時間に親への 教育プログラムが用意されているなど、さまざ まな親と家族に向けた支援の工夫がなされてい る。

なお、今回の訪問で昼食の場面にも参加したが、昼食は教職員の職業団体との協議によって教師は専用に用意された部屋で30分間の昼食の時間が保障されていた。わが国のように食育の観点から教師がクラスルームで生徒と共に食べることはない。その代わりに昼食時にはランチスーパーバイザーと称する役割のスタッフが配置されている。彼らはクラスルームからカフェテラスに生徒を移動させることやランチ時間



①カフェテリア Ala Wai Elementary School



②ゲスト用のIDカード これを差出しバーコードで読 み込むことで給食代金が支払 われる。筆者のために用意さ れた。

Niu Valley Middle School



③朝食 Waikiki Elementary School



④昼食 Niu Valley Middle School



⑤カフェテリア Niu Valley Middle School

の見守りを行っている。SBPについては、調理 のスタッフに加えて民間セクターのスタッフが 加わっており教師の関わりはない。

小学校のカウンセラーの話によれば、日本人の女性が国際結婚をして離婚した後にハワイに移り住むことも増えているとの指摘もあった。 実際にAla Wai Elementary SchoolでSBPに参加していた日本人女性の親に話を聞くことができたが、ハワイ州は、日本人としては仕事も見つけやすく非常にSBPに満足しているとのことであった。

#### 考察

ハワイ州の公立学校の特徴は、CSSSの導入が、フェリックス同意判決(Felix consent degree)を契機となったように、すでに公教育自体が健康、福祉との連携を通常のこととして成り立っていることである。これらの教育と他分野との連携を成り立たせているのは、エクイティの概念であり、包括的(Comprehensive)という、インクルージョンを進めるための新たな概念が全州のシステムとして周知されているためである。もはや多文化で多元化した移民社会の縮図とも言うべきハワイ州においては、公教育が他分野との連携や協同関係なしには成り立たない。むしろインクルーシブ教育は、教育における他分野との連携が必要不可欠という認識の上に成り立っている。

まず第1に挙げられることは、15年もの時間をかけて公教育に携わる教師のなかに、CSSSのマインドを浸透させてきたことである。公教育の教師が、アカデミックと呼ばれる学習面だけに目を向けるのではなく、児童生徒の学習を成り立たせるために必要な体力、栄養(SBPを含む)、意欲、情緒など行動面の問題に目を向け、学校の役割に親の支援や家族支援を含めることが、最終的に児童生徒の学習の向上に結び付くという認識をすべての教員が持つ必要があると考えられている。

これは一見するとわが国の公教育における教 員への適用が困難なように受け止められるが、 CSSSの過去15年の導入から浸透までの経過を 調査するなかで、初期の段階では、わが国にも 通じると思われる共通した教員のマインド不足 の問題が存在したこと、絶え間ない努力によっ て徐々に意識改革を導いた経過は大いに参考に すべきところである。

第2に、公教育の学校が、児童生徒の学習上の問題や行動上の問題を発見してから、幾つかの困難さのレベル(生徒や親家族のニーズ)に応じた生徒支援の段階を用意していることである。まずは学校としての解決段階、外部のアウトリーチの活用段階、特別な教育段階、外部の特別なプログラムの協力段階などである。このような生徒の問題の段階に応じた体系的な支援システムを構築しているところが特徴と言える。

これもわが国にあてはめて考えてみると、すでに教員、養護教諭、特別支援教育の有資格者、特別支援教育教員、特別支援オーディネーター、非常勤ではあるが、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどさまざまな関係者が存在する。しかし、これらの人的資源が子どものニーズに応じた体系的なシステムの中で位置づいていない。例えば、学校における内外のコーディネーターとなるキーパーソンが不足しているなどの状況があり、改善を必要とする点と言えよう。折角、有能な人的資源を持っていても、活用できていない理由があるのであれば早急に改善を図る必要がある。

第3に、CSSSでは、子どもの特別なニーズの 段階を追った支援のアセスメント会議を取りま とめる役割を担うSSCは、生徒支援チーム (SST)においてリーダーシップを発揮する。学 校におけるSSCは校長が信頼できる教員を選 んでいる。CSSSの機能が教員の意識改革に結 びつくには、校長とSSCに掛っていると言って も過言ではない。結局のところ、わが国の支援 体制の動きにくさ、最大の弱点は、公教育に携 わる関係者のパートナーシップと担当者のリー ダーシップを発揮するシステムの不在である。

また同時に、関係者が同じ方向性を共有する「支援の理念」が明確に示されていないことである。また、わが国において、ハワイ州に見られた包括的な生徒支援システムを動かすSSCと呼ばれる学校内外の調整役であるコーディネ

ーターの存在をどのように養成し機能させるか である。

第4に、特別なニーズを持つ生徒(ハワイ州では全児童生徒の55%)を「eCSSS」という電子データベースで一元的管理体制を構築していることである。ハワイ州ではIEPの対象は、ことにセキュリティ管理が厳しいと説明を受けたが、eCSSSには、IEPの対象児童生徒を含め、それ以外の特別なニーズの子どもの状況把握がしっかりと行われていた。わが国とは比較にならないほどセキュリテイの厳しい米国においても、実際に全州的に運用できている情報システムについて、わが国への適用に向けた研究が求められる。

第5に、ハワイ州におけるSBPの意義は、ハワイの公教育が学習という教育だけでなく、ひとり親家庭や貧困世帯などの栄養、福祉という社会的な疎外要因を公教育が問題としている点である。その点で、いまだ試みの段階にあるわが国では、公教育での児童生徒の学習の問題と行動・情緒発達上の問題の中に家族支援という環境要因を視野に入れた検討がなされる必要がある。

#### まとめと今後の課題

本研究によって、ハワイ州という多文化共生社会における公立学校生徒の特別なニーズの実情が明らかになった。そしてCSSSの重要な要素である、①個別化された学級風土と差異化による教育の実践、②予防と早期介入、③家族の関与と参加、④移行のためのサポート、⑤コミュニティアウトリーチとサポート、⑥専門的な支援と危機における緊急支援のなかで、特に、学校への親・家族の参加と積極的な地域機関及び支援団体とのパートナーシップによる連携が注目される。そしてCSSSを基盤としたハワイ州のインクルーシブ教育では、何よりも多様性(diversity)とニーズに基づく(needs based)支援を重視していることが明らかになった。

ハワイ州のインクルーシブ教育では、障害の ある生徒への特別教育は一部であり、ひとり親 家族、貧困、移民など社会的排除に陥りやすい 生徒への対応が取り組まれている。ハワイ州で は、コンプリヘンシブの概念のもと社会的に困難さを抱えた生徒だけでなく能力の高い生徒(ギフテッド: Gifted)の教育にも力を注ぎ、差異を尊重した教育が行なわれており、生徒それぞれの能力に見合ったサポートを行うことに挑戦している。生徒に最も身近な教師がCSSSという明確なサポートシステムの存在によって、コミュニティのサポートを取り込みながら早期の介入を行っていることが印象的である。

CSSSは、トップダウンによるシステムでなく、まず、それぞれの学校での実践があり具体的なアイデアが尊重された運営が行われている。そして、その成果は、スクールコンプレックスでの関係者会議、さらにエリアコンプレックスでの関係者会議というように、ボトムアップのシステムとして機能している。

CSSS本部は、15年間の実践を踏まえ、これをさらに個々の教師の意識に浸透させようとシステムを見直し、さらなる教育の向上に努力をしている。 CSSSが存在することによって、学校はさまざまな特別なニーズのある生徒に対して、その予防と早期介入が健康・栄養・精神衛生・福祉・法務部門との連携を図ることで可能となっている。

今後の研究としては、ハワイ州の公立学校がインクルーシブ教育を進める上でのCSSSのさらに詳細な役割を明らかにすることである。そのため効果的な学校と他機関との結びつきとは何か、連携に焦点をあてた調査研究を行う。例えば、特別教育(Special Education)の視点から見たCSSSの現状を把握すること、不登校やホームレス家庭、10代の妊娠などドロップアウト予備群の生徒について、学校がCSSSを通じてどのように対応しているのかなど調整を行なったとである。このようなCSSSに関する研究は、今後のわが国の多文化共生時代おけるインクルーシブ教育システムを具体化するためのモデルとして大いに参考になると考えられる。

#### (謝辞)

本研究の現地訪問及びインタビュー調査に快く協力頂いたハワイ州教育省CSSS本部のSteve M. Shiraki, Ph. D を始めスタッフの方々、訪問を受け入れて頂いた5校の学校長とSSCのスタッフの方々に心より感謝申し上げます。

#### 【文献】

- 矢野裕俊訳(1980):『英国の障害児教育―「ウォー ノック報告」に見る改革への道』日本盲人福祉研 究会
- 小鴨英夫 (1982):『イギリスにおける1981年教育 法の成立』(財)日本障害者リハビリテーション 協会発行「リハビリテーション研究」(第40号) p11~p21
- 『アメリカの学校給食』財団法人自治体国際協会 CLAIR REPORT NUMER 008 (JUNE 20 1994)
- 冨安芳和 (1995):『インクルージョン』 発達障害 研究第17巻第1号p1-p9
- 落合俊郎(1997):『世界における障害児教育改革』 (財)日本障害者リハビリテーション協会発行 「リハビリテーション研究」第93号p2-p7
- 徳永豊 (2005): 『教育におけるインクルージョンの 国際比較 (2005年調査) ―障害のある子どもの インテグレーション、及びインクルージョンー 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 土屋恵司 (2006): 『2001年初等教育改正法 (NCLB 法) の施行状況と問題点』
  - 外国の立法227 p129-p136
- 河合康(2007):「イギリスにおけるインテグレーション及びインクルージョンをめぐる施策の展開」 上越教育大学研究紀要第26巻p381-396
- 吉利宗久(2007):『アメリカ合衆国におけるインクルージョンの支援システムと教育的対応』溪水社 p239-p252
- 『障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する 基礎研究(平成20年度)研究成果報告』独立行政 法人国立特別支援教育総合研究所
- 都築繁幸(2008):『米国の障害者教育政策に関する 一考察』愛知教育大学研究報告57(教育科学編) p17-p27
- 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター (1997)『英国における障害者差別禁止法(仮 訳)』
- 横尾俊(2008):『わが国の特別な支援を必要とする

- 子どもの教育的ニーズについての考察』国立特別 支援教育総合研究所研究紀要第33巻p123-p135
- 横尾俊(2008): 『我が国の特別な支援を必要とする 子どもの教育的ニーズについての考察』 国立特別 支援教育総合研究所研究紀要第35巻p123-p143
- 園田恭一、西村昌記 (2008): 『ソーシャルインクルージョンの社会福祉』 ミネルバ書房 p61-p67
- 落合俊郎(2009):『国連「障害のある人の権利条 約」が特別支援教育に与える影響について』特別 支援教育実践センター研究紀要第7号p35-48
- 川崎誠司 (2011): 『多文化教育とハワイの異文化理 解学習』 ナカニシヤ出版 p136-p145
- 文部科学省(2012): 『共生社会の形成に向けたイン クルーシブ教育システム構築のための特別支援 教育の推進(報告)』初等中等教育分科会
- CSSS PROCESS at NIU VALLEY MIDDLE for SY:2011-2012
- 2010 Superintendent's 21ST Annual report Centre for Studies in Inclusive Education
- http://inclusion.uwe.ac.uk (2012.11.1)
- Summary leaflet of Social Justice Annual Report 2002 November 18, 2002
- http://www.scotland.gov.uk/Publications/2002/11 /15767/13402 (2012.10.1)
- USDA United States Department of Agriculture Food and Nutrition Service, School Meals
- National Association for Special Educational Needs:
- http://www.nasen.org.uk/mainpg.htm (2012.10.1)
- Comprehensive Student Support System Overview Februry 21, 2012
- COMPREHENSIVE STUDENT SUPPORT SYSTEM Guide 2009
- School Status and Improvement Report School Year 2010-11
- Hawaii Department of Education System Evalution & Reporting Section
- THE ANNIEE. CASEY FOUNDATION KIDS CONT DATA CENTER
- HAWAII STATE DEPARTMENT OF EDUCA-TION DIRECTORY 2012
- National center for Children Poverty (NCCP)
  HAWAII
- Demographics of Young, Poor Children
- http://www.nccp.org/profiles/HI\_profile\_9.html (2012.11.1)
- CLAIR REPORT NUMBER 088 (JUNE 20.1994)